

# 児童扶養手当・特別児童扶養手当について

次に該当する方は、児童扶養手当や特別児童扶養手当が支給されます。手当を受けるには、手続きが必要となりますのでお問合せください。また、児童扶養手当の受給資格者には現況届、特別児童扶養手当の受給資格者には所得状況届を送付しましたので、8月中に手続きをお願いします。

## 児童扶養手当

### ■ 受給資格者

生まれてから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障がい児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父または養育する方（祖父母等）。

- ※ 父母が婚姻を解消した児童、父または母が死亡した児童、父または母が一定程度の障がいの状態にある児童、父または母の生死が明らかでない児童などを監護等している必要があります。

ただし、受給資格者等の所得が次の所得制限限度額を超える場合は支給されません。

扶養親族等の人数	受給資格者本人の所得制限限度額		扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者の所得制限限度額
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
以降1人につき	380,000円加算		

### ■ 支給額

区分	全部支給（月額）	一部支給（月額）
児童1人目	44,140円	所得に応じて 44,130円～10,410円の範囲の額
児童2人目の加算額	10,420円	所得に応じて 10,410円～5,210円の範囲の額
児童3人目以降の加算額	6,250円	所得に応じて 6,240円～3,130円の範囲の額

## 特別児童扶養手当

### ■ 受給資格者

20歳未満で心身に障がいがあり、次のいずれかに該当する児童を養育している方。

- 知的発達または精神に障がいを有する児童（療育手帳所持の場合はAまたはB判定程度）
- 身体に障がいのある児童（身体障害者手帳所持の場合は1～4級。ただし4級は一部該当）

ただし、受給資格者等の所得が次の所得制限限度額を超える場合は支給されません。

扶養親族の数	受給資格者本人の所得制限限度額	扶養義務者・配偶者の所得制限限度額
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
以降1人につき	380,000円加算	213,000円加算

### ■ 支給額

区分	月額
1級	53,700円
2級	35,760円

⇒ お問合せ 福祉課子ども係 ☎ 68-7004（課直通）